

第1号議案 「松山市立地適正化計画改訂版」の策定について

計画の要旨

(背景と目的)

人口減少や少子高齢化に伴い、身近にあった医療、商業などの都市機能や公共交通の維持が困難となり、今後は、これまでのような暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されます。そこで、住宅や生活サービス施設がまとまって立地し、公共交通や徒歩で容易にアクセスできるなど、人口減少下でも持続可能な都市づくりを進めるため、松山市では、立地適正化計画の策定に取り組んでいます。

都市機能誘導に関する事項を定めた「松山市立地適正化計画」(平成29年3月)に引き続き、居住誘導に関する事項を追加する「松山市立地適正化計画改訂版」を策定するものです。

(改訂の主なポイント)

- 居住誘導区域の設定 (計画書6-3ページ 参照)
運行本数が片道30便/日以上(又はピーク時間帯に3便/時間以上)の公共交通の沿線で、鉄道駅から半径700m、電停から半径300m、バス路線から300mのエリアから、市街化調整区域や工業地域、災害ハザードエリアなど居住の誘導に適さない地域を除いたエリアを居住誘導区域として設定します。公共交通の利便性が高いエリアに、緩やかに居住を促すことで、公共交通の維持などを図ります。
- 居住誘導に関する計画推進方策の追加 (計画書7-1ページ 参照)
「良好な居住及び都市機能施設立地環境形成のための基盤整備」中に、「住環境の向上、充実」の項目を追加します。その中で、例えば、現在市が実施している「わが家のリフォーム応援事業」の補助要件を見直し、居住誘導区域内への移住に関する加算を検討します。
- 居住誘導に関する目標値の追加 (計画書7-6ページ 参照)
良好な居住環境の確保や住宅ストックの有効活用の視点から、居住誘導区域内の人口当たりの空き家棟数を市街化区域内の平均値未満とする目標を追加します。

市民意見公募結果の要旨

実施期間：平成30年11月22日～12月21日(30日間)

提出件数：25件(11人) うち反映件数：3件

(主な意見と反映)

計画推進方策の追記や居住誘導区域の設定の考え方に関する意見のほか、居住誘導区域外が不便になることを懸念する意見などが見受けられました。

このうち、低未利用地対策で国の制度の活用を求める意見には、これを計画推進方策に追記したほか、わかりにくい表現を修正するなど3件を反映しました。

(市民意見公募手続の実施結果1ページ、(別紙)新旧対照表 参照)